

2月定例会本会議(3月8日) 西山あさみ議員

## 日本共産党は定数75を維持した改正条例案を提出

# 自・民・公が議員定数削減・報酬引き上げ条例を提出 市長は報酬半減恒久化条例を提案

自民・民主・公明の3党は3月8日、議員報酬を引き上げる条例改正案と議員定数条例改正案を提出しました。これに対し、日本共産党は議員定数条例の改正案を提出、最新の国勢調査結果に基づいた定数に改正する条例改正案を提出し、西山あさみ議員が提案説明を行いました。西山議員の提案説明を紹介します。

### 多様な意見を反映することができる議会へ

ただいま議題となりました「名古屋市議会の議員の定数及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例」につきまして、提案者であります日本共産党名古屋市会議員団を代表して、提案の趣旨をご説明申し上げます。

名古屋市議会基本条例はその前文で、「私たち名古屋市会は、選挙で選ばれた議員で構成される市民の代表であり、市民自治の要である」とし、「市民に身近な存在であり、多様な意見を反映することができる議会のさらなる充実と強化が求められている」と定めています。

### 最低限の定数、1増1減で

現在の75名議員定数は、市民の多様な意見を議会に

反映させるために最低限必要な定数であり、その数は維持することともに、5年毎に行われる国勢調査の結果を受け、人口に比例した議員数に改定し、より公平な市民の意見を議会に反映させる必要があります。

具体的には、平成27年国勢調査の人口速報値が官報で公示されました結果をもとに、東区、中村区において、選挙すべき議員の数を1増1減とするものです。

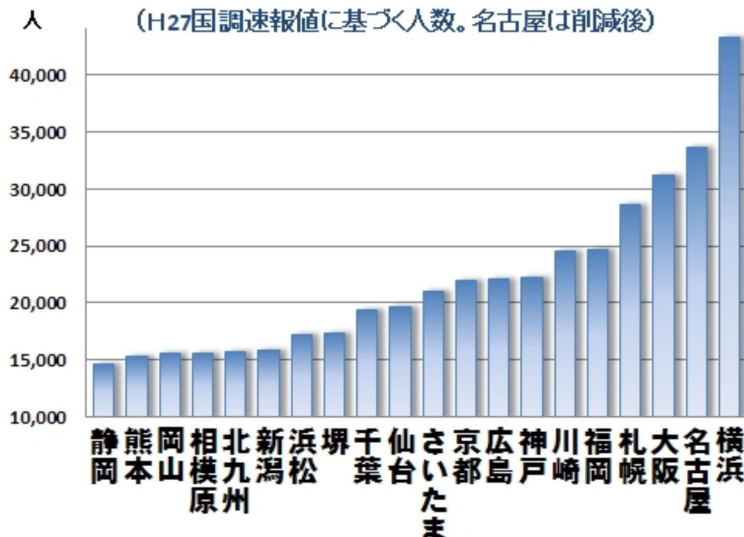
以上、「条例」について簡単にご説明申し上げます。よろしくご審議いただき、皆様のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

### 市長も報酬条例を提案

市長は報酬半減の恒久化条例とそれに伴う補正予算案(6億7000万円の減額)を提案しました。これは委員会審議となります。



議員1人当たり人口(2016年3月)  
(H27国調速報値に基づく人数。名古屋は削減後)



自民公の削減案		日本共産党の案	
行政区	定数	行政区	定数
西区	5 → 4	東区	2 → 3
中村区	5 → 4	中村区	5 → 4
昭和区	4 → 3		
港区	5 → 4		
南区	5 → 4		
守山区	6 → 5		
緑区	8 → 7		

総定数は75のまま。  
国勢調査の結果に応じた人口配分に見直す。

総定数は75 → 68  
旧法定数は88